

## ○ふぐの処理等の規制に関する条例

令和三年三月二十六日

宮城県条例第十八号

ふぐの処理等の規制に関する条例をここに公布する。

## ふぐの処理等の規制に関する条例

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 ふぐ処理者（第五条—第十六条）

第三章 ふぐ処理者試験（第十七条—第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条—第二十七条）

第五章 罰則（第二十八条—第三十一条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、ふぐの処理及び販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれのあるもの（以下「有毒部位」という。）を除去すること又は長期間にわたって塩漬けすることにより人の健康を害するおそれがないようにすること（以下「塩蔵処理」という。）をいう。

二 ふぐ処理者 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第一号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として知事の免許を受けた者をいう。

三 ふぐ処理施設 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業の許可を受けた施設であって、食品衛生法

施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号。以下「施行条例」という。）別表第四第二号に規定する施設の要件を満たす施設をいう。

四 営業者 ふぐ処理施設において、業としてふぐ処理者又はその者の立会いの下に他の者にふぐの処理を行わせる者をいう。

（令六条例七七・一部改正）

（販売の禁止）

第三条 ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はその者の立会いの下に他の者が処理したものの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、営業者その他規則で定める者に対して販売するときは、この限りでない。

（処理の制限）

第四条 ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事する場合は、この限りでない。

## 第二章 ふぐ処理者

（免許）

第五条 ふぐ処理者の免許（次条第二号を除き、以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して知事が与える。

一 知事が行うふぐ処理者試験（以下「ふぐ処理者試験」という。）に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術等を有する者として規則で定める者

2 前項の免許を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（令六条例七七・一部改正）

（絶対的欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

一 第十六条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

二 他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「他の都道府県等」という。）においてふぐの処理に関する免許等を受けた者のうち、当該免許等の取消処分（当該免許等を受けている者からの申請等に基づきなされるものを除く。）を受けた後一年を経過しないもの

（令六条例七七・一部改正）

（相対的欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- 二 心身の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者として規則で定める者
- 三 この条例の規定により刑に処せられた者  
(ふぐ処理者名簿、登録及び免許証の交付)

第八条 県にふぐ処理者名簿を備え、次の各号に定める事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 本籍地都道府県名（外国人にあつては、その国籍）、氏名及び生年月日
  - 三 免許の取消し等に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 免許は、ふぐ処理者名簿に登録することによって行う。
- 3 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

(意見の聴取)

第九条 知事は、免許を申請した者について、第七条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(名簿の訂正)

第十条 ふぐ処理者は、第八条第一項各号に定める登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(登録の消除)

第十一条 名簿の登録の消除を申請する者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第十二条 ふぐ処理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書に免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

第十三条 ふぐ処理者は、免許証を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 免許証を破り、又は汚したふぐ処理者が第一項の規定による申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

- 4 ふぐ処理者は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第十四条 ふぐ処理者は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を知事に返納しなければならない。第十一条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

- 2 ふぐ処理者は、第十六条の規定により免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者の遵守事項)

第十五条 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ふぐ処理施設以外の場所でふぐの処理に従事しないこと。
- 二 凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結したものをを用い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。
- 三 有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- 四 除去した有毒部位を保管する場合は、施行条例別表第四第二号イに規定する容器に保管すること。
- 五 除去した有毒部位は、塩蔵処理をするものを除き、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。

2 ふぐ処理者は、免許証を、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(令六条例七七・一部改正)

(免許の取消し等)

第十六条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により免許を受けた者であることが判明したとき。

二 第六条第二号に該当することとなったとき。

2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、ふぐの処理に従事することの停止を命ずることができる。

一 第七条各号のいずれかに該当することとなったとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 県の区域において、ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

### 第三章 ふぐ処理者試験

(ふぐ処理者試験)

第十七条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技術等について行う。

2 知事は、ふぐ処理者試験を二年に一回以上、実施する。ただし、他の都道府県等においてふぐ処理者試験と同等以上の試験が当該年度に実施され、かつ、業としてふぐの処理に従事しようとする者が当該試験を受験する機会が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(令六条例七七・一部改正)

(受験資格)

第十八条 ふぐ処理者試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者でなければ、受けることができない。

(不正行為に対する処分)

第十九条 知事は、受験者がふぐ処理者試験に関して不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すものとする。

(委員の設置)

第二十条 知事の諮問に応じ、ふぐ処理者試験に関する重要事項を審議するため、宮城県ふぐ処理者試験委員（以下「委員」という。）を置く。

(組織等)

第二十一条 委員の数は、十五人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関及び県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年を超えない範囲で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第二十二条 委員は、委員長及び副委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員の事務を総理し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 委員の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長への委任)

第二十四条 第二十条から前条までに定めるもののほか、委員の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員の会議に諮って定める。

#### 第四章 雑則

(報告の徴収、臨検検査等)

第二十五条 知事は、ふぐの毒による食中毒の発生の防止に必要な限度において、ふぐ処理者、営業者その他の関係者から報告を求め、その職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の関係場所を臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、営業の施設、帳簿書類その他の関係物件を検査させ、又は質問させることができる。

2 前項の規定により臨検検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十六条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際（第四号に掲げる者にあつては、受験の申請の際）に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 第五条第二項の規定による免許を申請する者 五千六百元

二 第十二条第一項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 二千八百円

三 第十三条第一項の規定による免許証の再交付を申請する者 三千五百円

四 ふぐ処理者試験を受けようとする者 三万三千元

2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査できなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(令六条例九・一部改正)

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により免許を受けた者

(令六条例七〇・一部改正)

第二十九条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(令六条例七〇・一部改正)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十五条第一項の規定による臨検若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(既存のふぐ取扱者の免許の特例)

- 2 この条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であって規則で定めるものは、第五条第一項の規定により免許を受けた者とみなす。この場合において、その者については、第八条第三項の規定は、適用しない。

(受験資格の特例)

- 3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は規則で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第十八条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 5 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和六年条例第九号）

この条例中第三条から第五条までの規定は公布の日から、第一条、第二条及び第六条の規定は同日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和六年条例第七〇号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定に

よる改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和六年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。